

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名 : 京都土木株式会社
法人番号 : 2130001026236
業者の住所 : 京都府京都市西京区大原野上里鳥見町 8 - 1 8

2 指名停止の期間 : 令和 5 年 9 月 1 日～令和 5 年 10 月 31 日 (2 か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 全地区

4 事実概要

当該事業者は、令和 5 年 6 月 27 日付けで建設業許可部局（京都府）より、以下の監督処分を受けた。

審査基準日令和 3 年 3 月 31 日の経営事項審査申請において、既に退職した者や資格及び実務経験のない者を技術者として技術職員名簿に記載していたことが判明した。また、同申請により得た結果通知書を複数の公共工事の発注者（京都府及び京都市）が資格審査に用いた。

このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当し、同条第 1 項の規定により指示処分の対象となった。

5 指名停止の理由

4 の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第 2 第 13 号（下記参照）に該当する。

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1 ～12 省略	省略
(建設業法違反行為)	
13 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として 1 か月以上 9 か月以内
14～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 0 4 5 - 2 2 2 - 9 0 4 1 (直通)